

○ 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第二十三条第一項第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二 社債的受益権以外の受益権 前号に掲げる種類以外の種類の受益権</p> <p>三 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第二十三条第一項第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二 社債的受益権以外の受益権 前号に掲げる種類以外の種類の受益権</p> <p>三 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住</p>

民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

四 資産除去債務 有形固定資産（特定資産の部に表示される資産であつてこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。）

（の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

五 会計方針 計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手續をいう。

六 遡及適用 新たな会計方針を当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

七 表示方法 計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。

八 会計上の見積り 計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

九 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。

民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

四 資産除去債務 有形固定資産（特定資産の部に表示される資産であつてこれに相当するものを含む。以下この号において同じ。）

（の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

十一 誤謬の訂正 当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。

十二 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

十三 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第七条 会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準

（新設）

（新設）

五 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

六 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第七条 計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条及び第九条において同じ。）の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって次に掲げる事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。た

四 収益及び費用の計上基準

(削除)

(会計方針の変更に関する注記)

第七条の二 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 遡及適用をした場合には、当該計算期間の期首における元本等に対する影響額
- 四 当該計算期間より前の計算期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、計算書類の主な項目に対する影響額

だし、重要性の乏しいものについては、この限りではない。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準

2

会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)も重要な会計方針に関する注記とする。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

(表示方法の変更に関する注記)

第七条の三 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第七条の四 会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- 三 当該会計上の見積りの変更が当該計算期間の翌計算期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(誤謬の訂正に関する注記)

第七条の五 誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

- 一 当該誤謬の内容

(新設)

(新設)

(新設)

二 当該計算期間の期首における元本等に対する影響額

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第六十五条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額 (遡及適用又は誤謬の訂正 (以下「遡及適用等」という。)) をした場合にあつては、遡及適用等をした後の額をいう。

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額
2 前項第一号に規定する前期繰越利益又は前期繰越損失の額につき遡及適用等をした場合にあつては、遡及適用等をする前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。

3 第六十三条の当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として表示しなければならない。

4 社債的受益権を発行している場合にあつては、当期末処分利益の額から社債的受益権に対する収益分配金を控除した額は、社債的受益権収益分配後当期末処分利益として表示しなければならない。

(利益処分計算又は損失処理計算)

第六十六条 受託信託会社等は、この条から第七十一条までの規定の

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第六十五条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額
(新設)

2 第六十三条の当期純利益金額又は当期純損失金額に前項各号に掲げる額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として表示しなければならない。

3 社債的受益権を発行している場合にあつては、当期末処分利益の額から社債的受益権に対する収益分配金を控除した額は、社債的受益権収益分配後当期末処分利益として表示しなければならない。

(利益処分計算又は損失処理計算)

第六十六条 受託信託会社等は、この条から第七十一条までの規定の

定めるところにより、前条第三項及び第四項の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配（後当期末処分利益）又は当期末処理損失に係る利益処分計算又は損失処理計算をしなければならない）。

2 前項の利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて表示するものとする。

定めるところにより、前条第二項及び第三項の当期末処分利益（社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配（後当期末処分利益）又は当期末処理損失に係る利益処分計算又は損失処理計算をしなければならない）。

2 前項の利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて表示するものとする。